

令和7年度地方公共団体等における「地域ぐるみで『体験の風をおこそう』
運動推進事業」の委託に関する企画公募要領

1 事業名

令和7年度地方公共団体等における地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業

2 事業の趣旨

日本の青少年を取り巻く環境は大きく変化し、グローバル化やIT化が進み、社会が豊かで便利になる一方、経済格差が体験の機会の差を広げていることも懸念されている。当機構においては、このような時こそ関係機関と連携を図りながら、子どもたちの健やかな成長にとって体験がいかに大切であるかを広く家庭や社会に伝え、社会全体で体験活動を推進する機運を高める「体験の風をおこそう」運動を展開している。

このため、本事業では、国立青少年教育施設が所在していない府、県において、青少年の体験活動等の重要性を普及・啓発することを目的として、青少年教育関係機関・団体等が連携し、地域が一体となって体験活動を推進する機運を高める取組を実施するとともに、子どもたちに自然体験や生活体験など直接体験する場や機会を提供する「体験の風をおこそう」運動及び基本的な生活習慣の確立を目指す「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する「地域ぐるみで『体験の風をおこそう』運動推進事業」を実施する。

3 事業の内容等

(1) 事業の内容及び取組例

- ① 青少年の体験活動等の重要性を普及・啓発することを目的として、地域が一体となって体験活動を推進する機運を高める取組を実施するとともに、子どもたちに自然体験や生活体験など直接体験する場や機会を提供する取組等を委託事業により実施する。

【取組例】

- ア) 「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を普及・啓発する取組
- イ) 保護者や指導者等が子どもたちの体験活動の重要性についての理解を促進する取組
- ウ) 子どもたちが自然体験や生活体験など直接体験する場や機会を提供する取組
- エ) 「体験の風をおこそう運動推進事業」の普及及びエントリーを促進する取組
- オ) 子どもたちの基本的な生活習慣の確立を目指す取組
- カ) 地方公共団体等における地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業を拡充するためのネットワーク（体制）づくりの取組 等

- ② 青少年の体験活動等をより一層推進する取組として、実行委員会が有するネットワークを活用した子どもゆめ基金広報活動を委託事業により実施する。

【取組例】

- ア) 実行委員会構成団体や連携団体、関係機関へ子どもゆめ基金チラシを配布する等の広報協力
- イ) 子どもゆめ基金助成活動募集説明会の開催 等

(2) 事業実施体制

本事業の委託を受けようとするときは、下記①から構成され、②の役割を担う実行委員会を契約締結時まで組織することとする。その際、実行委員会内には、事務を処理する事務局を設置することとする。

なお、府、県（教育委員会含む）及び指定都市が本事業の委託を受けようとするときにおいても下記の役割を要し事務を処理する事務局を有する委員会等を設置することとする。

また、下記③について留意して、本事業を実施することとする。

①構成

地方公共団体や公立青少年教育施設等を中心として、学校、青少年団体、企業、民間教育機関・団体、NPO法人等の関係者により構成する。

②役割

ア) 事業計画の企画・立案及び事業計画の変更

イ) 事業の実施

ウ) 事業の成果についての点検・評価等

エ) 事業の在り方や効果的な実施方法等の検証

③その他

ア) 本事業は地域の青少年関係機関が一体となって取り組む事業であり、各実行委員会構成団体下部組織等への資金提供のみを趣旨とするものではなく、関係機関が連携して取り組むこと。

イ) 本事業は、原則として参加者を公募すること。構成団体の会員や団員のみでの事業は対象としない。

4 事業計画書等の提出

本事業の受託を希望する者は事業計画書（様式A）を提出すること。

5 事業計画書等の提出方法等

(1) 提出書類

- ① 事業計画書（様式A）※用紙サイズをA4縦型、横書きとする。
- ② 委託業務経費（一般管理費を除く）の積算根拠資料（見積書等）
- ③ 委員会の会則又は会則案
- ④ 事業概略図（ポンチ絵）※用紙サイズをA4横型、表面1枚とする。
- ⑤ その他必要と思われる資料（任意）

(2) 提出方法

提出方法は、必ず下記の①電子メール及び②郵送等の両方で提出すること。

※ファクシミリによる提出は不可とする。

①電子メール

ア) 別紙様式「地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業」事業計画書を下記で示す形式にてメール添付の上、送信すること。

イ) 送信メールの件名は「R7地域ぐるみ企画（実行委員会名）」とすること。

- ウ) 添付ファイル名は「R 7 地域ぐるみ企画（実行委員会名）」とすること。
- エ) データはPDFに変換せず、エクセルデータとして送信すること。
- オ) メール送信後の事故（未達）等について、当方は一切の責任を負わない。
- カ) メール受領後、提案者に対して電子メールにより受領確認を送信する。提案者は、提出後、3日過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて下記「（３）提出先」まで照会すること。

②郵送等

- ア) 簡易書留や宅配便等配達記録の残るものを利用し送付すること。
- イ) 封筒に「地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業 事業計画書在中」と朱書きすること。
- ウ) 提案書類は、提出書類一式（５（１）参照）を紙媒体で１部提出すること。
- エ) 提案書類は全て片面印刷として、クリップ留めとする。（ホチキス留め不可）
- オ) 郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

※注意点

- ・事業計画書等に関する事務連絡先（照会先）を、メール末尾及び封筒に明記すること。
- ・事業計画書等は、日本語及び日本国通貨で記入すること。

（３）提出先

① 電子メール

honbu-jyosei4@niye.go.jp

※受領確認メール照会 TEL:03-6407-7693, 7692

②郵送先及び本件担当

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1

独立行政法人国立青少年教育振興機構子どもゆめ基金部助成課助成第四係 宛

（４）提出期限

令和7年2月21日（金）12時

※郵送等は当日必着

（５）その他

- ア) 事業計画書等の作成費用は、選定結果に関わらず企画提案者の負担とする。
- イ) 提出された事業計画書等については返却しない。
- ウ) 不明な点がある場合はメールもしくは電話にて（３）②「郵送先及び本件担当」へ問い合わせること。なお、当該者のみが有利となるような質問、相談については、回答できない。
- エ) 提出物の差し替え及び再提出は認めない。
- オ) 提出された事業概略図（ポンチ絵）については、採択実行委員会への事例共有及び広報資料として使用する場合がある。

6 事業期間、事業規模

事業期間：契約締結日から令和8年2月14日（土）まで

事業規模：一件あたり200万円（税込）程度とする。

7 選定方法等

(1) 選定方法

委託者にて設置した選定委員会において、提出された事業計画書を基に書類選考を実施する。

(2) 審査基準

審査要領のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、全ての企画提案者に選定結果を郵送にて通知する。

8 契約締結

選定の結果、採択された実行委員会は事業計画書等を基に契約条件を調整し、①府、県及び指定都市又は②実行委員会と国立青少年教育振興機構が契約締結するものとする。

なお、契約金額については事業計画書等の内容を勘案して決定するため、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。

また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

契約締結後、委託対象経費の管理は、実行委員会の開設する金融機関の口座又は府、県及び指定都市の口座を通して管理することとする。なお、概算払請求により受領した委託対象経費は、利息を明確にし、利息も含めて当該事業を遂行するために必要な経費に充当することとする。

※〔契約締結に当たり必要となる書類〕

選定の結果、事業計画の変更等を通知された実行委員会は、契約締結のため、遅滞なく変更した事業計画書等を提出すること。

9 スケジュール

(1) 公 募 締 切：令和7年2月21日（金）

(2) 審 査：令和7年2月下旬～3月中旬

(3) 選定結果の通知：令和7年3月下旬

(4) 契 約 締 結：令和7年5月中旬以降から順次

(5) 契 約 期 間：契約締結日から令和8年2月14日（土）まで

※契約締結後でなければ事業に着手できないので、事業計画書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。

(6) 委託費の概算払い：契約締結後、概算払申請書及び銀行口座登録依頼書（実行委員会名義の銀行口座の開設が必要）等を提出した実行委員会より順次支払の予定。

(7) 委託事業完了（廃止）報告書提出期限

：事業が完了した日から30日を経過した日又は令和8年2月24日（火）のいずれか早い日まで。

(8) 委託費の精算

：委託事業完了（廃止）報告書等を提出した実行委員会より順次委託金額の確定を行う予定。

(9) 「体験の風をおこそう」運動推進事業へのエントリーのお願い

受付期間：通年 ※委託事業と異なり、いつでもエントリーが可能です。

対象事業：令和7年度中に本番を迎える事業

エントリーページ <https://taikennokaze.jp/promote>

10 企画公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条の規定に該当しない者であること。

＜独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則（抄）＞

第3条 契約責任者は、会計規程第19条に規定する一般競争に付そうとするときは、被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。

＜独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則（抄）＞

第4条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

一 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

二 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

三 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

四 契約の履行にあたり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

五 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(4) 独立行政法人国立青少年教育振興機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

※なお、本事業の公募要領等一式は体験の風をおこそうホームページ (<https://taikennokaze.jp/>) にて閲覧及びダウンロードができます。